

令和5年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年12月21日

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第61号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第62号 | 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第63号 | 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第64号 | 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第65号 | 芸西村特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第66号 | 芸西村監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第67号 | 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第68号 | 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第69号 | 芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第70号 | 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第71号 | 芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例 |
| 日程第12 | 議案第72号 | 芸西村水道施設整備基金条例を廃止する条例 |
| 日程第13 | 議案第73号 | 芸西村下水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第14 | 議案第74号 | 芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第75号 | 芸西村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例 |

- 日程第16 議案第76号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第77号 令和5年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第78号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第79号 令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第80号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第81号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第82号 芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第83号 安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第24 発議第5号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書
- 日程第25 閉会中の継続調査の申し出

令和5年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年12月21日

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第61号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第62号 | 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第63号 | 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第64号 | 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第65号 | 芸西村特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第66号 | 芸西村監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第67号 | 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第68号 | 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第69号 | 芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第70号 | 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第71号 | 芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例 |
| 日程第12 | 議案第72号 | 芸西村水道施設整備基金条例を廃止する条例 |
| 日程第13 | 議案第73号 | 芸西村下水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第14 | 議案第74号 | 芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第75号 | 芸西村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例 |

- 日程第 1 6 議案第 76 号 令和 5 年度芸西村一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 77 号 令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 78 号 令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 79 号 令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 80 号 令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 81 号 令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 82 号 芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 83 号 安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 追加日程第 1 議案第 84 号 令和 5 年度芸西村一般会計補正予算 (第 4 号)
- 追加日程第 2 議案第 85 号 損害賠償額の決定及び和解について
- 追加日程第 3 議案第 86 号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第 2 4 発議第 5 号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書
- 日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和5年12月21日(木)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星 弥	○	2	堀川 友 久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊 二	○	5	濱田 圭 介	○	6	安岡 公 子	○
7	西 笛 千代子	○	8	仙 頭 一 貴	○	9	小 松 康 人	○
10	岡村 俊 彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	松 本 巧	会 計 管 理 者	高 松 千 恵	健 康 福 祉 課 長	都 築 仁
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒 井 祐 輔
健 康 福 祉 課 長 補 佐	長 崎 寛 司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常 光 紘 正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕
企 画 振 興 課 長 補 佐	岡 村 公 順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年12月21日（木）

[9:00開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第61号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、議案第62号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第62号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第63号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。
従って、議案第 63 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 4、議案第 64 号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 64 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 64 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 5、議案第 65 号芸西村特別会計条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 65 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 65 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 6、議案第 66 号芸西村監査委員条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 66 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 66 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 7、議案第 67 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 67 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 67 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 8、議案第 68 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 68 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 68 号は原案のとおり決定しました。

- 岡村 俊彰 議長
暫時、休憩します。

- 岡村 俊彰 議長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第 9》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 9、議案第 69 号芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 69 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 69 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 10》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 10、議案第 70 号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 70 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 11、議案第 71 号芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 71 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 12、議案第 72 号芸西村水道施設整備基金条例を廃止する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 72 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 72 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 13、議案第 73 号芸西村下水道事業の設置等に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 73 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 73 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 14、議案第 74 号芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 74 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 74 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 15、議案第 75 号芸西村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 75 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 75 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 16、議案第 76 号令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 76 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 76 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 17、議案第 77 号令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 77 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 77 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 18、議案第 78 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 78 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 78 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 19》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 19、議案第 79 号令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 79 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 79 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 20、議案第 80 号令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 80 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 80 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 21》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 21、議案第 81 号令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 81 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 81 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 22、議案第 82 号芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 82 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 82 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 23》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 23、議案第 83 号安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 83 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 83 号は原案のとおり決定しました。

- 岡村 俊彰 議長
お諮りします。
ただいま村長から、議案第 84 号令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 85 号損害賠償額の決定及び和解について、議案第 86 号損害賠償額の決定及び和解について、以上 3 件について、追加提案したいとの申し出がありました。
これを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔異議なし〕の声
異議なしと認めます。
議案第 84 号、第 85 号、第 86 号を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

- 岡村 俊彰 議長
暫時、休憩します。〔追加日程の配付〕

- 岡村 俊彰 議長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

《追加日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

追加日程第1、議案第84号令和5年度芸西村一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第84号令和5年度芸西村一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

1ページをお願いします。

令和5年度芸西村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6033万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3774万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款10項、国庫補助金5135万1千円の増。こちらは、物価高騰の影響を受けた低所得者等の支援策として国の補正予算に計上された物価高騰対策重点支援交付金を計上しているものであります。

次に、75款5項、繰入金898万4千円の増。こちらは、財政調整基金からの繰入金です。

以上、合計6033万5千円の増額補正となります。

次に、3ページをお願いします。

歳出です。

10款5項、総務管理費4368万1千円の増。こちらは、1世帯当たり7万円の非課税世帯の給付金600世帯分の予算と関連する事務経費を計上しております。

次に、15款5項、社会福祉費1235万4千円の増。こちらは、社会福祉協議会に委託しております障害者相談支援業務が、法改正により消費税の課税対象事業となり、平成30年度以降の消費税の納付が必要となるため必要な予算を計上するものです。

次に、10項、児童福祉費430万円の増。こちらは、物価高騰に関連する子育て世帯への支援策として、中学生までの子ども1名につき1万円の給付金を支給するための予算を計上しております。

以上が、令和5年度一般会計補正予算第4号となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第84号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

追加日程第2、議案第85号損害賠償額の決定及び和解についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 85 号損害賠償額の決定及び和解についてを説明をいたします。

交通事故による損害賠償額を決定し和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の発生日月、令和 4 年 1 月 6 日。事故の発生場所、香南市香我美町徳王子 1728 番地 1 先路上。村外賠償の相手方及び損害物件、高知県中央東土木事務所、道路の縁石となります。損害賠償の額 3 万 5123 円。過失割合を村 100%、相手方 0% とし、損害賠償の全額を支払うものです。事故の概要、県道 227 号を走行中に雨でタイヤが滑り縁石に乗り上げ、県道歩道の反射材等を破損させたものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 85 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 85 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 3》

○ 岡村 俊彰 議長

追加日程第 3、議案第 86 号損害賠償額の決定及び和解についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 86 号損害賠償額の決定及び和解についてを説明をいたします。

こちらも議案 85 号と同じく、交通事故による損害賠償額を決定し和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

事故の発生日月、令和 5 年 8 月 25 日。事故の発生場所、芸西村西分甲 2022 番地 1 長谷寄ふれあいセンター先路上。村外賠償の相手方及び損害物件、有限会社かっぱ市、軽四車両。損害賠償の額 85 万 8550 円。過失割合を村 100%、相手方 0% とし、損害賠償の全額を支払うものであります。事故の概要、長谷寄ふれあいセンター前に停車中であったかっぱ市の保冷車のあおり部分と公用車のキャリア部分が接触して相手方の車両を破損させたものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 86 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 86 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 24》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 24、発議第 5 号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。

子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書。

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を 2023 年 6 月 13 日に閣議決定しました。その中で、75 年ぶりの配置基準改善として、1、1 歳児の子ども 6 人に対し保育士 1 人の基準を 5 対 1 にする。2、4・5 歳児の基準を子ども 30 人に対し保育士 1 人の基準を 25 対 1 に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれましては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

1. こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 21 日。高知県芸西村議会議長岡村俊彰。

提出先、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第 5 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 25》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 25、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 5 年第 4 回芸西村議会定例会を閉会します。

[9 : 35 閉会]